

## 福井県なりわい再建支援補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 「福井県なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）」の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年規則第20号。以下「規則」という。）ならびに福井県産業労働部経営改革課所管補助金等交付要綱（以下、「要綱」という。）およびこの交付要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において「令和六年能登半島地震」とは、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害およびこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。

2 この要領において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会および都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所ならびに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。

3 この要領において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいう。

4 この要領において「中小企業者等」とは、第2項に規定する「中小企業者」、第3項に規定する「小規模企業者」および特定事業者（中小企業者および小規模事業者以外の事業者で、資本金または出資金が10億円未満の事業者。以下「特定事業者」という。）をいう。

5 この要綱において「特定被災事業者」とは、次の各号のいずれの要件にも該当する事業者をいう。

一 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

二 過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者

ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者

イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

三 次のいずれかに該当する事業者

ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ 令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

四 交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧または復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており知事が認めた事業者

五 令和六年能登半島地震により、施設または設備が被災し、その復旧または復興を行おうと

する者

- 6 この要綱において「復興事業計画」とは、令和六年能登半島地震により被災した中小企業者等の施設または設備の復旧または復興のために、県が策定する計画をいう。
- 7 この要綱において「復興グループの構成員」とは、復興事業計画に記載された中小企業者等をいい、復興事業計画に記載された復興グループの構成員の施設または設備を「特定施設等」という。

(交付の目的)

第3条 補助金は、中小企業者等の施設または設備の損壊等の物理的な被害が広範囲かつ甚大であり、サプライチェーンが毀損する等により地域経済が停滞する事態にある場合に、県が策定する復興事業計画に基づき、復興グループの構成員が、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和六年能登半島地震による災害からの復旧または復興を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の補助対象となる経費は、特定施設等であって、令和六年能登半島地震による災害のため損壊もしくは滅失または継続して使用することが困難になったもののうち、県が策定する復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設もしくは設備の復旧・整備に要する経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。
- 2 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設または設備を新たに整備等するための経費または施設もしくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることを妨げない。
  - 3 前2項における補助対象経費については、別表1のとおりとする。

(補助率等)

- 第5条 補助金の補助対象者及び補助対象者別の補助率は、別表2のとおりとする。
- 2 補助金の上限額は、1事業者あたり3億円とする。

(交付申請)

- 第6条 申請書は、別記第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 添付書類は、次の各号に掲げるものとする。
    - (1) 補助事業計画書
    - (2) その他知事が必要と認める書類
  - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
    - (1) 暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）に規定する暴力団又は暴力団員等
    - (2) 県税に未納がある者

(3) 地方消費税に未納がある者

4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定通知を別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の経費については、帳簿および全ての証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理するなどして、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象経費の区分相互間(施設・設備)の20%を超える場合

(2) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

2 変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときまたは補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(別記第7号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行および支出状況について報告を求めたときは、速やかに状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了した日から30日を経過した日または知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。

4 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

5 補助事業者は、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険または共済であって、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む。）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意しなければならない。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和六年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険または共済加入に変わる取組みを実施すること。

(1) 中小企業者にあつては、30%以上

(2) 中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上

6 実績報告書には、前項で定める保険・共済への加入を証明する書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 補助金等の額の確定通知は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

第16条 請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書（別記第12号様式）及び補助金概算払請求書（別記第13号様式）によるものとする。

3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第11条の補助事業の全部もしくは一部の中止もしくは廃止の申請があつた場合または次の各号のいずれかに該当する場合には、別記第14号様式により、第7条の交付

の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要領または法令もしくは本要領に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
  - 五 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
  - 六 補助事業者が、第14条第3項で定める期限までに正当な理由なく、実績報告書を提出しなかった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

#### (財産の管理)

- 第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得しまたは効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

#### (財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、規則第20条に定める処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和5年経済産業省告示第64号）別表の一の項に準じるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、規則第20条に基づき知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第15号様式により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、財産の処分を承認（別記第16号様式）した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分をする場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部または一部を県に納付させることがある。

#### (その他必要な事項)

- 第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表1

補助対象経費区分	内容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、補助事業者の資産として計上するもの
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用

- ・上記の施設または設備の復旧または整備に要する経費には、施設または設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組み（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、令和六年能登半島地震による災害前に所有していた施設または設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その保険金又は共済金が、補助対象経費から補助金額を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超える場合においては、自己負担額を超える額に2分の1を乗じた額を補助金額から控除する。

別表2

補助対象経費	補助対象者		補助率	上限額
別表1の経費	(1) 中小企業者および小規模企業者	特定被災事業者	定額補助(補助対象経費のうち1億円まで) なお、補助対象経費が3億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額に相当する額については3/4以内	1事業者当たり3億円
		上記以外	補助対象経費の3/4以内	
	(2) 特定事業者	特定被災事業者	定額補助(補助対象経費のうち1億円まで) なお、補助対象経費が3億円を超えるときは、補助対象経費から1億円を控除した額に相当する額については1/2以内	
		上記以外	補助対象経費の1/2以内	